

原子力広報協会

平成21年度

「原子力を考える」事業 エネルギー チャレンジフェスタ

(財)福島県原子力広報協会では、10月25日(日)にエネルギーチャレンジフェスタを開催します。

入場は無料ですので、「ご家族やお友達といっしょに遊びに来ててください。」

日時

平成21年10月25日(日)

午前10時～午後3時30分

場所

福島県原子力センター

(双葉郡大熊町)

開催内容

◆意見交換会&作文発表

高校生の作文発表と早稲田大学名誉教授の大槻義彦さん、テレビユー福島の新浦敦さんとの意見交換会です。

◆小中学生の絵画・書道展

米村でんじろう先生の弟子の「ゆう先生」による不思議でもしろい実験です。

◆アトムシアターと館内見学会

劇場版
仮面ライダーディケイド

「オールライダー対大ショッカー」

銀幕版

侍戦隊シンケンジャー

「天下分け目の戦」

◆体験！ロボット広場

二足歩行ロボットの操作を体験してみよう！サッカーや相撲の実演もあるよ。

◆模擬店・地元団体コーナー

あったかい豚汁をご賞味下さい(正午より先着500食)！

◆大野病院コーナー

血圧・体脂肪測定や健康相談を行います。

詳細につきましては、後日折込チラシでお知らせします。

福島県地方務局

筆界特定制度相談会

法務局職員・土地家屋調査士が相談をお受けします。

予約は不要です。

◆筆界特定制度とは

土地の所有者等の申請により、法務局の筆界特定登記官が土地の現地における境界(筆界)を特定する制度です。

◆相談内容

土地の境界問題・筆界特定制度の利用に関する事などについて

◆日時

平成21年11月8日(日)

午前10時～午後3時

◆会場

ビッグパレットふくしま

福島県地方務局・福島県土地家屋調査士会

☎024-534-2048

福島県

ふくしまデジタル情報 化フェア2009

インターネット、携帯電話、地上デジタル放送等の最先端の情報通信技術等に触れられる展示会、ITに関する最新の動向や身近なITへの取り組みを紹介するプレゼンテーション、国内外の最新の情報通信技術やITの利活用例に関する講演等を行うフェアが開催されます。

◆日時

平成21年10月27日(火)

◆場所

コラッセふくしま
(JR福島駅西口より徒歩3分)

◆入場料

無料

福島県高度情報化推進協議会
(県企画調整部情報政策課内)
☎024-521-7134
ホームページ
<http://www.fukushima-koudo.jp/>



総務省

地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付などの支援について

総務省では、経済的な理由などで地上デジタル放送を見ることができない世帯(具体的には生活保護などの公的扶助を受けている世帯等で、NHK受信料全額免除となっている世帯の方々)が対象で

す。対して、簡易なチューナーを無償給付するなどの支援を、本年10月1日から開始します。

※支援の申込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。

※支援は現物給付ですので、ご自身で購入されたチューナー、アンテナ改修等の費用を清算することはできません。

総務省 地デジチューナー支援実施センター

☎0570-033840

公民館より片側通行のお知らせ

総合グラウンド西側の山腹について、崩落の恐れがあるため通行については十分ご注意ください。また、自動車等については片側通行にご協力ください。



通行には十分ご注意ください

年金をあきらめないで「カラ期間」はありませんか

裁定請求
老齢基礎年金は、25年の資格期間を満たした方が、65歳になると支給されます。

老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がそろえば自動的に支給されるものではありません。本人が必要な書類を提出して、「裁定請求」という手続きを行い、それが認められて、はじめて支給されることになります。

裁定請求書の事前送付
平成17年10月から、裁定請求漏れを防ぐために、25年以上の加入期間があつて老齢基礎年金等の受給年齢（老齢基礎年金では65歳）を迎える方を対象にして、受給年齢になる3カ月前に、社会保険庁から、同庁が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した「裁定請求書」などの書類が、事前に送付されてきます。

この事前送付された裁定請求書を受け取った方は、印字された内容を確認して、漏れなどがあつた場合は訂正するなどして、その裁定請求書と必要な貼付書類を指定された場所（町民保健グループ、平社会保険事務所）に郵送または来訪によって提出して、裁定請求の続きをすることになります。一方、25年の加入期間が不足し

ている方には、この裁定請求書が事前送付されず、かわりに「年金に関するお知らせ」という注意喚起するためのハガキが社会保険庁から、同じく受給年齢になる3カ月前に送られてきます。

しかし、加入期間が25年に満たないからといって、はじめから裁定請求の手続きをあきらめないでください。

カラ期間について

公的年金には、「カラ期間」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

主なカラ期間は、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった期間など、次の4つの期間のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間とされています。

- ① 厚生年金等の加入者の被扶養配偶者であつた昭和61年3月以前の期間
- ② 学生であつた平成3年3月以前の期間
- ③ 海外在住の期間（任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含めます）
- ④ 厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限りません）

※カラ期間は、障害や遺族基礎年金の受給に必要な資格期間を判定する場合においても、同様に計算の対象とされます。

※老齢基礎年金の資格期間を満たして厚生年金の加入期間が1年以上ある昭和36（女子は41）年4月1日以前生まれの方については、生年月日に応じて60歳〜64歳から「60歳台前半の老齢厚生年金」が支給されます。

ご自分に、これらのカラ期間があると思われる方は、年金の受給権に結びつくこともありますので、町民保健グループまたは平社会保険事務所に相談してください。

- ☎ ねんきんダイヤル 0570-051165
- ☎ 平社会保険事務所 0246-235616
- * 社会保険庁のホームページ <http://www.sia.go.jp/>
- ☎ 町民保健グループ 27-2113

「老齢福祉年金」支給について

老齢福祉年金は、国民年金制度が発足した当時（昭和36年4月）すでに高齢であつたために、老齢年金の受給資格期間を満たすことができない方に対して支給される年金です。（老齢福祉年金は、支給が全部または一部停止されることがあります。）

次の①または②に該当する方に支給されます。

- ① 明治44年4月1日以前に生まれただ方
- ② 明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が生年月日に応じて左表の期間を超えている方。

生年月日	期間
明治45年4月1日以前	4年
明治45年4月2日〜大正2年4月1日	5年
大正2年4月2日〜大正3年4月1日	6年
大正3年4月2日〜大正5年4月1日	7年

次のいずれかに該当する場合は、年金の支給が全部または一部停止されます。

- ① 受給者（受給するご本人）が、恩給法による年金、労災保険法による年金または被用者年金各法による年金などを受給している場合

※恩給法による年金などの額が71万2千円より少ないときには、71万2千円と恩給法による年金などの額の差額分の老齢福祉年金が支給されます。

- ② 受給者の前年の所得が政令で定める限度額を超える場合
- ③ 受給者の配偶者または扶養義務者（受給者の生計を維持してい

る方）の前年の所得が政令で定める限度額以上の場合

- ④ 海外に居住している場合 等

受給手続きは、町民保健グループの国民年金窓口です。詳しくは、お近くの平社会保険事務所にお問い合わせください。

- ☎ ねんきんダイヤル 0570-051165
- ☎ 平社会保険事務所 0246-235618
- * 社会保険庁のホームページ <http://www.sia.go.jp/>
- ☎ 町民保健グループ 27-2113

公立双葉看護学院

専任教員を募集します

双葉町の公立双葉看護学院では、専任教員2名を平成21年10月30日(金)まで募集します。

応募資格は、専任教員の有資格者または保健師・助産師・看護師の免許保有者で5年以上の業務経験者ならびに看護大学において教育に関する課程を履修した方で、3年以上の臨床経験者となります。ただし、保健師、助産師、看護師として5年以上の離職者は除きます。

また、採用後、平成22年4月以降に1年間の専任教員研修を受講できる方とします。

- ☎ 公立双葉看護学院 0240-332990